

◎新潟県告示第971号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年8月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
長岡産業集積重点促進区域	長岡市下条町の一部 長岡市片田町の一部 長岡市大積町1丁目の一部 長岡市大積三島谷町の一部 長岡市中条新田の一部 長岡市大口の一部 長岡市来迎寺の一部 長岡市朝日の一部 長岡市飯塚の一部 長岡市岩田の一部 長岡市寺泊竹森の一部 長岡市寺泊北曾根の一部 長岡市寺泊求草の一部 長岡市寺泊万善寺の一部 長岡市東保内の一部	平成29年8月2日